

熊毛地域森林計画変更計画書

(熊毛森林計画区)



平成28年12月一次変更
鹿 児 島 県

熊毛地域森林計画

計 画 期 間

自 平成 2 8 年 4 月 1 日

至 平成 3 8 年 3 月 3 1 日

平成 2 7 年 1 2 月 樹 立

平成 2 8 年 1 2 月 一 次 変 更

目 次

変更の理由	1
I 計画の大綱	
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	
(2) 計画樹立の基本的な考え方	
サ 鳥獣害の防止に関する事項	2
シ 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	2
II 計画事項	
第4 森林の保全に関する事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止 の方法に関する方針	2
(2) その他必要な事項	2
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	2
第6 計画量等	
4 林道の開設及び拡張に関する計画	2

【変更の理由】

森林法第5条第1項に基づき策定した地域森林計画の一部を，同法第5条第5項に基づき次のとおり変更する。

なお，変更した地域森林計画は，平成29年4月1日にその効力を生ずるものとする。

変更の理由及び内容

- 1 森林法の一部改正に伴い，鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項を定めた。
 - (1) Iの3(2)計画樹立の基本的な考え方に「サ 鳥獣害の防止に関する事項」を追加する。
 - (2) IIの第4の森林の保全に関する事項に「3 鳥獣害の防止に関する事項」を追加する。
- 2 山村振興法，半島振興法，過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく農林水産大臣の指定を受け，都道府県知事が開設又は拡張を行う又は行おうとする市町村が管理する基幹的な林道については，地域森林計画において指定林道として位置付けられることが要件とされたことから，別紙のとおり変更する。

I 計画の大綱

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(2) 計画樹立の基本的な考え方

サ 鳥獣害の防止に関する事項

シカ等に係る鳥獣害防止区域の基準及び当該区域内におけるシカ等被害の防止方法に係る方針を定める。

シ 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

松くい虫などの病虫害やシカ等以外の鳥獣害等の被害対策の方針、森林火災の予防方針について定める。

II 計画事項

第4 森林の保全に関する事項

3 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、次の方針を鳥獣害の防止に関する事項として定めるものとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、シカ等による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、シカ等による被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定する。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、シカ等による被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ることとする。

(2) その他必要な事項

捕獲や侵入防止柵の設置等の対策がシカ等の被害防止に有効な形で適切に実施されているかどうかを確認するため、必要に応じ現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者からの情報収集等を行う。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3（1）アにおいて定めるシカ等以外の野生鳥獣による森林被害又は鳥獣害防止森林区域外でのシカ等による森林被害を受けた場合には、地域の実情に応じて、被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲等による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ることとする。

併せて、鳥獣捕獲従事者の確保・育成に努める。

第6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

具体的な計画内容については、表Ⅱ－15に示す。

表Ⅱ-15 林道の開設・拡張計画

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路線名	区 分	延長及び箇所数		利用区域 面 積	前期5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備 考	
					延 長	箇所数					
開設	自動車道	西之表市	西比良東比良		1,600	—	135		213601		
		"	下西1号		1,500	—	61		213602		
		"	安納現和		1,600	—	135		213603		
		"	鞍勇寺石		900	—	94		213604		
		"	鞍勇岳之田		900	—	81		213605		
		"	安納現和1号支	林業専用道	800	—	32	○	213606		
		"	安納現和2号支	林業専用道	700	—	17	○	213607		
		小 計	7		8,000	—					
		中種子町	牧 川		600	—	42	○	501101		
		"	大 谷		600	—	83	○	501102		
		"	納官芋尾野		900	—	78		501103		
		"	坂井熊野		1,900	—	75		501104		
		"	納官芋尾野支	林業専用道	800	—	67		501105		
		"	十八番支	林業専用道	700	—	20		501106		
		小 計	6		5,500	—					
		南種子町	中之下寺川東山		1,100	—	47		502001		
		"	中之下白草		900	—	42	○	502002		
		"	西之野大野		500	—	30	○	502003		
		"	大字都	林業専用道	800	—	39		502004		
		小 計	4		3,300	—					
		屋久島町	10		14,100	—					
		旧上屋久町	平 助 地		750	—	201		503801		
		"	紅 葉 嶽		400	—	133		503802		
		"	屋久島北部	指定林道	10,250	—	430	○	503803		
		"	平助地1号支	林業専用道	200	—	13		503804		
		"	平助地2号支	林業専用道	300	—	35		503805		
		"	永田1号支	林業専用道	300	—	13	○	503806		
		"	永田2号支	林業専用道	300	—	24	○	503807		
		"	紅葉嶽支	林業専用道	500	—	34		503808		
		"	城ヶ平支	林業専用道	500	—	38		503809		
細 計	9		13,500	—							
旧屋久町	屋久島南部	指定林道	600	—	1,543	○	504601				
細 計	1		600	—							
合 計	27		30,900	—							
拡張	自動車道 (改良)	西之表市	大 野		5,947	1	269				
		小 計	1		5,947	1					
		屋久島町	3		3,742	3					
		旧上屋久町	寝 待		1,968	1	49	○			
		"	口永良部	指定林道	350	1	566	○			
		細 計	2		2,318	2					
		旧屋久町	船 行		1,424	1	44				
		細 計	1		1,424	1					
		合 計	4		9,689	4					

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	区 分	延長及び箇所数		利用区域 面 積	前期5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
					延 長	箇所数				
拡張	自動車道 (舗装)	西之表市	柳原		700	—	49	○		
		"	武部		2,156	—	234	○		
		"	四坊山		1,480	—	176			
		"	下西		1,000	—	77			
		"	鹿之峯		1,726	—	44			
		小 計	5		7,062	—				
		中種子町	平田峯尾		1,800	—	90			
		"	十八番	指定林道	3,427	—	462	○		
		"	大谷		747	—	36			
		"	廻り峯尾		500	—	78			
		"	長峯尾		500	—	98			
		小 計	5		6,974	—				
		南種子町	小比良		500	—	206	○		
		小 計	1		500	—				
		屋久島町	4		4,491	—				
		旧上屋久町	永田		800	—	81	○		
		"	神山		1,146	—	35			
		"	餅田		1,627	—	112			
		細 計	3		3,573	—				
		旧屋久町	船行支		918	—	32	○		
細 計	1		918	—						
合 計	15		19,027	—						